

# 仕 様 書

1 品 名 メタノール (単価契約) [発注番号3]

2 規格及び数量等

汚泥再生処理センターにおける処理水の窒素除去に係る栄養源補給として利用する。また、発注予定数量は、見込数量であり、増減する場合があるため、発注数量を保証するものではない。

品名	規格・型番等	発注予定数量 (年間)	単位	同等品の可否
メタノール	50%メタノール (日本アルコール販売株式会社)	57,000	kg	同等品可 <sup>(注)</sup>

注 同等品確認を申請する場合、使用目的用途での納入実績及び製品規格を証明すること。

3 納入条件等

(1) 荷姿

荷姿：タンクローリー車 (接続口 50A 10K フランジ)

発注単位：2 m<sup>3</sup>/回 タンク容量：3 m<sup>3</sup>

貯留タンク内に圧送、納入するものとする。

(2) 納入期限

発注者が指定した日とする。発注者は8日前を目安に納入希望日を指定するが、指定日に納入できない場合は、協議の上で発注単位を変更することがある。薬品の納入に際しては、職員が立会を行うことがあるため、納入予定時刻をあらかじめ連絡すること。

4 納入場所

広島中央環境衛生組合 施設1課

住所 東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク汚泥再生処理センター

5 単価の取扱いについて

(1) 単価について

契約単価は液重1kgあたりの単価とする (消費税及び地方消費税は含まない。)

(2) 契約期間について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における納入分とする。

(3) 支払方法

受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を請求することができる。消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合、契約単価に消費税相当額を加算して計算した額とする。請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、消費税額等、請求額の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。

6 その他

- (1) 代理店での契約の場合、入札品目についての代理店証明書を提出すること。
- (2) 納入の都度、納品書・計量伝票・成分分析表を提出すること。

7 問い合わせ先（発注担当課）

広島中央環境衛生組合 施設1課 施設係

電話（082）426-0820（直通）

ファックス（082）426-0674